

# 上尾市販路開拓支援補助金



中小企業等が新たな販売先の確保に向けた販路開拓を実施する場合において、その経費の一部を補助します。

令和9年3月末までに  
事業が完了するもの

- ※先着順、予算が無くなり次第終了
- ※各事業に限度額及び補助対象経費の条件あり
- ※上尾中小企業サポートセンターによる支援を受けて作成した事業計画に限る

補助上限額：25万円  
補助率：1/2

## ・販売開拓事業

新たな販売先の創出を目的として実施する事業

## ・展示会等出展事業

展示会や博覧会等に出展する事業

## 補助金交付手続きの流れ

### Step 1

上尾中小企業サポートセンターによる支援を受けて事業計画書を作成する。

### Step 2

本補助金の交付申請書類を市（商工課の窓口）に提出する。

### Step 3

市の審査後、交付決定通知を受ける。

### Step 4

市から補助金の交付を受ける。

上尾中小企業サポートセンター  
〒362-8703 上尾市ニツ宮750  
上尾商工会議所内  
TEL: 048-779-2520  
FAX: 048-779-2521  
※相談には予約が必要です



### 【提出先・問合せ】

## 上尾市役所 商工課

〒362-0042  
上尾市谷津2-1-50 プラザ22内  
☎048-777-4441

ご不明な点はお気軽に  
お問い合わせください！



補助金の詳細・書類ダウンロードはこちらから

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/420800.html>

## 販路開拓事業の補助対象経費

販促ツール作成費	カタログ、パンフレット、チラシ、Webサイト制作等、販路開拓のために必要な経費
専門家指導費	販路拡大に関して外部専門家から指導・助言を受ける場合の謝金
その他	上記のほか、市長が必要と認めるもの

## 展示会等出展事業の補助対象経費

展示会等出展費	展示会、見本市、博覧会等への出展料、ブース設営費、装飾費、運搬費など、出展に直接要する経費
その他	上記のほか、市長が必要と認めるもの

提出する交付申請書類 ※①②は上尾市Webサイトでダウンロードできます。

- ① 補助金等交付申請書【第1号様式】
- ② 交付申請に係る専門家相談等確認書【第2号様式】
- ③ 見積書その他の補助対象経費の内訳が分かる書類の写し
- ④ 申請者の市税に未納がないことの証明書  
※市役所本庁舎1階の証明書発行センターで発行しています。
- ⑤ (個人の場合) 住民票の写し、直近の確定申告書第一表の写し  
(法人の場合) 履歴事項全部証明書

## ●補助金の交付対象者

次の要件をすべて満たすこと。

- ①上尾市内に店舗・事業所・事務所を有し、その店舗等において申請日の6ヵ月以上前から事業を営んでいること
- ②上尾市税の納税義務者であること
- ③中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、または同条第5項に規定する小規模企業者に該当する会社であること

## ●次のいずれかに該当する場合は、補助対象となりません。

- ①この補助金の交付を受けたことがある者
- ②市税を滞納している者
- ③風営法に規定する性風俗関連の事業を営んでいる者
- ④暴力団その他の反社会的勢力と関与している者
- ⑤事業の実施に当たり必要な法令等の許認可等未取得していない者
- ⑥国又は地方公共団体が経営に直接又は間接に参画している者
- ⑦破産手続や民事再生手続などの申立てがなされている者
- ⑧その他、補助金の目的や趣旨に鑑みて市長が適当でないと判断する者

## ●補助金の対象事業

上尾中小企業サポートセンターの専門家の支援を受けて策定した事業計画に基づき実施する事業で、販路開拓支援の促進に資するものが対象です。

※要件を満たしていても、次のいずれかの要件に該当する場合は対象となりません。

- ①公序良俗に反するなど、社会通念上、補助金の用途として不適当な事業
- ②補助事業と同一の経費に対し、他の公共団体等から補助金の交付を受けている事業
- ③国または地方公共団体が経営に関与している事業
- ④フランチャイズ契約（またはこれに類するもの）に基づき実施する事業
- ⑤その他、補助金の目的や趣旨に鑑みて市長が適当でないと判断する事業